

## 社会福祉法人指導監査結果

- 1.指導監査実施日 平成27年2月17日（火）
- 2.法人名称及び住所 社会福祉法人賛幸会  
鳥取市服部204番地1
- 3.実地・書面の別 実地検査
- 4.監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課
- 5.文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
Ⅰ－1 定 款変更等の 状況	平成24年3月に増設された施設について、基本財産追加の定款変更がなされていないので、早急に変更手続きを行うこと。（社会福祉法43条第3項、社会福祉法施行規則第4条、社会福祉法人定款準則第25条第2項）	
Ⅱ－2 資 産管理の状 況	法人登記の資産総額の変更登記が平成26年6月11日の登記となっていた。組合等登記令第6条第3項に基づき、資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2か月以内に行うこと。	
Ⅲ－3 会 計管理の状 況	昨年度の監査の指摘により、法人のクレジットカードの授受簿が整備されているが、何にいくら使用したのかなど、より詳細にカードの利用を管理すること。 なお、貴法人経理規定第24条では、金銭の支払いは、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づき、出納職員の承認を得て行い、受領する権利を有する者の署名又は記名捺印のある領収書を受け取らなければならないこととなっている。経理規定に基づいた支出の手続きとするため、緊急やむを得ない場合を除き、クレジットカードの利用は控えるべきである。	
Ⅲ－3 会 計管理の状 況	支払用の普通預金通帳（使用中のもの）及び定期預金証書（通帳）の現物について、理事長が管理しているとの説明で、現物確認ができなかった。金融機関との取引に使用する印鑑と預貯金の通帳及び証書を両方とも理事長が保管管理しているのは、貴法人経理規程第33条第4項の趣旨に反しているので、改善すること。	
Ⅲ－3 会 計管理の状 況	平成25年8月2日の理事会の後で飲食を伴う懇親会が開催されている。法人としてふさわしくない支出であるので今後は慎むこと。	
Ⅲ－3 会 計管理の状 況	小口現金の限度額10万円を超えた事務処理がされているので、適切に管理、支出すること。	